

施工管理・検査基準ワーキンググループ 規程

(趣旨)

第1条 この規程は建設機械施工の自動化・自律化協議会設置規約第10条に基づき設置される、施工管理・検査基準ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、建設機械施工の自動化・自律化協議会(以下「協議会」という。)の課題である自動・自律施工機械等の現場検証、施工管理、検査基準等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

(活動計画)

第3条 ワーキンググループは、年間の活動計画を協議会事務局(以下「事務局」という。)に提出する。

(活動報告)

第4条 ワーキンググループは、当該年度末までに、活動報告を事務局に提出する。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課が事務局として行う。

(メンバー)

第6条 ワーキンググループの構成員(以下「メンバー」という。)は、協議会会員の推薦を受けた者と公募により選定された者から構成する。

二 メンバーは協議会会長が認めた者とする。

三 メンバーの公募に当っては、会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特にワーキンググループ活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

四 メンバーは、いつでもワーキンググループを退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守する。

(座長)

第7条 本会に、座長を1名置く。

二 座長は、ワーキンググループの議長となり、議事の進行にあたる。

三 座長は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室長が務める。

四 座長は、必要が生じた場合、会員の中から臨時で代理を指名することができる。

(費用)

第8条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバーの自己負担とする。

(守秘義務)

第9条 メンバーは、ワーキンググループ活動を通じて知り得た他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

二 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(規程の変更)

第10条 本規程の規約は、メンバーの過半数の賛同をもって変更することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附則

この規程 は、令和4年6月22日から施行する。

施工管理・検査基準WG 名簿

■関係団体

(公社) 土木学会 建設用ロボット委員会 建設施工小委員長	関 伸司
(一社) 日本建設業連合会 インフラ再生委員会 委員	黒台 昌弘
(一社) 日本建設業連合会 インフラ再生委員会 委員	杉浦 伸哉
(一社) 日本建設業連合会 インフラ再生委員会 委員	後閑 淳司
(一社) 建設業労働災害防止協会 技術管理部 指導課長	畑澤 秀人
(一社) 日本建設機械施工協会 技師長	二瓶 正康
(一社) 日本建設機械施工協会	中川 智裕
(一社) 日本建設機械施工協会	枝村 学
(一社) 日本建設機械施工協会	森岡 則雄
(一社) 日本建設機械施工協会	中野 正晴
(一社) 日本建設機械レンタル協会 専務理事	小椋 直樹

■研究機関

国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 社会資本施工高度化研究室長	山下 尚
国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 社会資本施工高度化研究室 主任研究官	大槻 崇
(国研) 土木研究所 技術推進本部 上席研究員	山口 崇
(国研) 土木研究所 技術推進本部 上席研究員	橋本 毅
(独法) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 技術安全研究グループ部長	芳司 俊郎
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部	千田 和也
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部	安川 裕介
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部	新 淳
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部	中井 康博

■行政機関

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室長	新田 恭士
大臣官房 技術調査課 工事監視官	荒井 満
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 技術審査官	佐藤 誠
経済産業省 製造産業局 産業機械課 課長補佐	川内 拓行